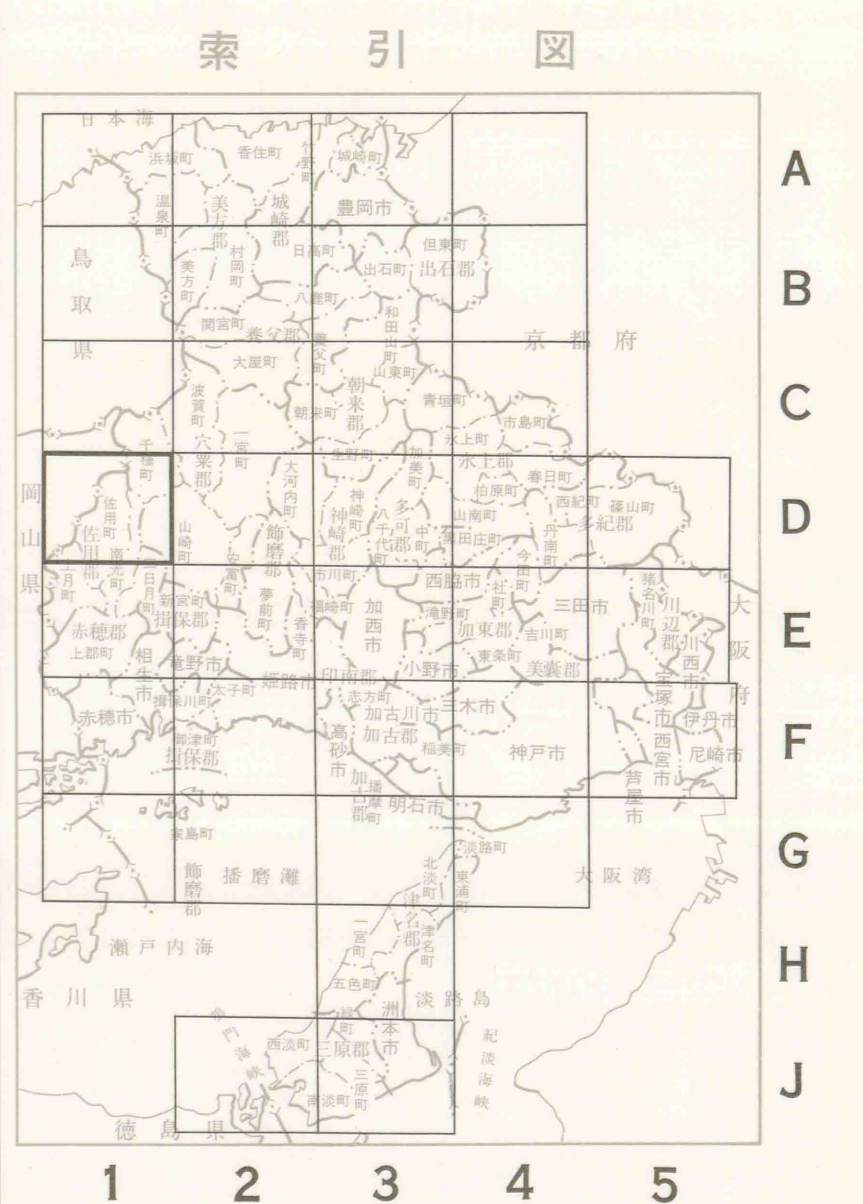


兵庫県宅地造成 工事規制区域図

D-I



(第3次指定)
昭和48年4月7日 官報 第13884号 建設省告示 第843号
次の各号に掲げる区域ごとに、当該各号に掲げる種（地物、施設及び工作物）
あつては、その境界線）で画られた区域

佐用町 A 地区	
①	佐用町と上月町の境界線
②	町道空線
③	町道山崎南光線
④	町道山崎北光線
⑤	町道下庄光線
⑥	町道山崎南光線
⑦	町道山崎北光線
⑧	日本国有鉄道管理線
⑨	中国国鉄自動車線
⑩	山田川
⑪	一般国道179号（佐用バイパス）
⑫	一般国道179号
⑬	町道空谷線
⑭	町道下庄光線
佐用町 B 地区	
①	一般国道179号
②	一般国道179号（佐用バイパス）
③	町道山崎南光線
④	町道山崎北光線
⑤	町道山崎南光線
⑥	町道山崎北光線
⑦	町道空谷線
⑧	町道空谷線
⑨	町道空谷線
上月町 地区	
①	一般国道179号
②	町道空谷線
③	上月町と南光町南光線の境界線
④	上月町と佐用町の境界線
南光町 A 地区	
①	南光町南光線
②	南光町北光線
③	町道にたんだね線
④	町道にたんだね線と町立三木中学校敷地境界の線とマキノ三角点（標高247.2メートル）の見通し線
⑤	マキノ三角点（標高247.2メートル）と森谷三角点（標高399.4メートル）の見通し線
⑥	森谷三角点（標高399.4メートル）と南光町南光線と千種川左岸線の交点の見通し線
南光町 C 地区	
①	南光町と佐用町の境界線
②	大宮池田大工芸学校敷地境界線と南光町と佐用町の境界線の交点と本町三角点（標高296.2メートル）の見通し線
③	本町三角点（標高296.2メートル）と南光町南光線と町道守松5号線の境界線境界線の交点の見通し線
④	南光町南光線
⑤	一般国道179号

注）この図面は、おおむねの区域を表わしているので、
詳細については、告示により確認してください。

